

入札説明書

この入札説明書は、令和8年5月29日付け令和8年北海道渡島総合振興局告示第74号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

- 1 契約担当者等
支出負担行為担当者 北海道渡島総合振興局長 本田 晃
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア 路面清掃車（真空式・7t・両ブラシ） 1台（交換契約により路面清掃車1台を契約の相手方に供し、路面清掃車1台を契約の相手方から調達する。）
 - イ 凍結防止剤散布車（乾式2.5m³級・4×4） 1台（交換契約により凍結防止剤散布車1台を契約の相手方に供し、凍結防止剤散布車1台を契約の相手方から調達する。）
 - ウ 除雪トラック（10t級・6×6・専用型） 1台（交換契約により除雪グレーダー1台を契約の相手方に供し、除雪トラック1台を契約の相手方から調達する。）
 - ア、イ及びウについては、それぞれの入札とする。
 - (2) 調達をする物品等の仕様その他明細 仕様書による。
 - (3) 納入期日 令和9年3月19日（金）
 - (4) 納入場所
 - ア 路面清掃車 1台
北海道渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所
（二海郡八雲町立岩83-1）
 - イ 凍結防止剤散布車 1台
北海道渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所日進除雪ステーション
（瀬棚郡今金町字日進107-5）
 - ウ 除雪トラック 1台
北海道渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所奥尻除雪ステーション
（奥尻郡奥尻町字奥尻462）
- 3 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
 - (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
 - ア 納入（製造）実績（国又は地方公共団体と契約したもの）の証明は、過去5年間の実績を、納入機種、規格、納入台数、納入年度、納入先について記載し、契約書の写し又は納品書等の写しを添付すること。
また、同等の類似品については、類似品と判断できる資料（仕様書、パンフレット、図面、写真等）を添付すること。
入札参加希望者が販売代理店等で納入実績が無い場合は、製造者の販売代理店等であることを証明できる場合に限り、当該製造者の納入実績を記載できる。
この場合においては、当該製造者が作成した納入実績証明書を添付すること。
 - イ 以下各号のいずれかの方法により、作業性能が確認されたもの。
 - (ア) 公的機関で性能試験を行い、作業性能が確認されたもの。
 - (イ) 原則として300時間実運転を行い、作業性能が確認されたもの。
- (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備さ

れていることを証明した者であること。

ア 納入される当該調達物品について、納入場所において十分な知識を有する技術者により取扱等の技術指導ができること。

イ 調達する物品のアフターサービス・メンテナンスについて、迅速な対応が可能である体制（納入場所又は近隣に1箇所以上のサービス工場若しくは協力工場が確保されていること。）が整備されていること。

(7) 納入地区において、当該調達をする物品の納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

4 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、3の(1)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

5 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)から(8)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年5月29日（金）から同年7月1日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

7 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和8年7月14日（火）午後1時30分（送付による場合は、同年同月13日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

8 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

10 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換により引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

ウ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

イ 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

ウ 電話番号 0138-47-9609

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の承認

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) その他

ア 入札に参加する者は、別紙の競争入札心得を承知すること。

イ 自賠責保険料、自動車重量税及びリサイクル費用の預託金（以下「自動車重量税等」という。）は、入札価格に含まれない。

なお、自動車重量税等は契約の相手方が代行して納付し、当該契約の履行後に、道が契約の相手方に契約金額とともに支払う。